

司法院釈字第 587 号（2004 年 12 月 30 日）*

争 点

民法及び判例が子による父性否認の提訴を禁ずることは違憲か。
(民法及判例禁子女提否認生父之訴違憲?)

キーワード

父性否認、婚生の推定（婚生推定）、確定判決、否認の訴え（否認之訴）、再審の訴え（再審之訴）

解釈文：子が自らの血統の由来を知り、真実の父子という身分関係を確定することは、子の人格権に深く関わり、憲法により保障されるべきものである。民法第一〇六三条は「妻の受胎が、婚姻関係の存続中に係るものであるときは、その生まれた子は、これを婚生の子と推定する。前項の推定は、夫婦の一方が、妻は夫によって受胎したのではないことを証明できるときは、その否認の訴えを提起することができる。但し、子の出生を知った日から一年以内に、これを行わなければならぬ」と規定しており、これは身分の安定及び子の利益を共に配慮するために設けられたものではあるが、こうした否認の訴えを提起することができる者は夫婦の一方のみに限られており、子自身は否認の訴えを独自に提起する資格がないのみならず、さらには子が当該否認の訴えを独自に提起することができる時に設けられるべき合理的期間及び起算の日が考慮されておらず、故に前掲した規定は子の訴訟権に不当な制限を与えることによって子の人格権への保護が欠如することとなり、こうした範

*翻訳者：吳 煙宗・吳 厚子

固の内は憲法が保障する人格権および訴訟権の趣旨に合致していない。したがって、最高法院二十三（1934）年上字第三四七三号及び同院七十五（1986）年台上字第二〇七一号の判例がこの趣旨に合致していない部分は、再度に引用されるべきではない。関係官庁は適時のうえで父性否認の訴えを提起することができる主体や起訴の除斥期間の長さ及びそれを算出する日等に関する規定への検討をおこない、これらを前掲した憲法の趣旨に合致するようにするべきである。

確定終局判決が適用した法令または判例に関しては、本院（司法院）が人民の解釈申立を経てそれが憲法の趣旨に合致していないと判断した場合には、その不利益な確定終局判決を受けた者は当該解釈を依拠に法的手続によって救済を求めるすることは、既に本院釈字第一七七号、釈字第一八五号で解釈したところである。本件申立人はもしも再審の訴えによる救済が不可能である場合は、本解釈の公布日から一年以内

に、法律で推定された実の父を被告として父性否認の訴えを提起することが許可されるべきである。その訴訟の手続は、親子関係事件手続の中における否認の訴えの部分に関する民事訴訟法の関連規定を準用し、ひいては法定代理人が代わりに起訴する場合には、子の利益のためにこれをおこなうべきである。

実の父が推定された他人の婚生の子に対して否認の訴えを提起することを法律で禁ずることは、訴訟により他人の婚姻の安定、家庭の平和及び子女の養育を受ける権利へ影響を及ぼし破壊されないようにと定められたものであり、こうした規定は憲法に尚も抵触していない。ひいては将来立法がかかるような訴訟にかかる制限を緩和するか否かに至っては、立法による政策形成の自由に属するものである。

解釈理由書：子は自らの血統の由来を知る権利があるのは、国連一九九〇年九月二日に発効した子どもの権利条約(Convention on

the Rights of the Child) 第七条第一項に掲示されていることである。真実の父子という身分関係を確定することは、子の人格権に深く関わり、憲法第二二条の保障をうけるべきものである。民法第一〇六三条は「妻の受胎が、婚姻関係の存続中に係るものであるときは、その生まれた子は、これを婚生の子と推定する。前項の推定は、夫婦の一方が、妻は夫によって受胎したのではないことを証明することができるときは、その否認の訴えを提起することができる。但し、子の出生を知った日から一年以内に、これを行わなければならない」と規定しており、これは身分の安定及び子の利益を共に配慮するために設けられたものではあるが、こうした否認の訴えを提起することができる者は夫婦の一方のみに限られており、子も否認の訴えを提起することができるとは定められていない。恐らく、かような規定はその実の母の受胎事実を暴露することによって家庭生活の平和に影響を与え兼ねないため、夫婦の婚姻関係におけるプライバシーの領域に介入することを

避けるためのものである。然るに真実の身分関係の確定は、子自らの人格及び利益に直接関わるものであり、もしも夫と妻の全てが否認の訴えを提起しないまたは提起できない、或いは当該訴訟を提起する期間が遅延する場合は、子の真実の血統関係が確定できなくなり、よってその人格利益の保護が困難に陥ることとなる。前掲した憲法の趣旨を貫徹するために、真実の血統関係を確定することは、子の固有の権利であり、外国の立法例では例えばドイツ旧民法は元来特殊な状況下にある子は父性否認の訴えを補充的に提出することができると既に規定しており、一九九八年の修正の時には国連の子どもの権利条約の規定に対応するため、子自らがかかるような訴訟（ドイツ民法第一六〇〇条、第一六〇〇a 条、第一六〇〇b 条を参照）を提起できることを更に明文化した。スイス民法第二五六条、第二五六c 条にも類似の規定があり、参考と供じるに十分なものである。故に前掲した民法の規定は、夫または妻のみが子の否認の訴えを提起できるとしており、子が独

自に父性否認の訴えを提起できる権利への配慮がなされておらず、子の訴訟権に不当な制限を与え、そしてまた子の人格権への保護が欠如することとなり、これは民法が親子間の法律関係を規律する場合に、つねに子の最高利益を追求・保護することを考量の内容とする（民法第一〇五五条から第一〇五五条の二まで、第一〇八九条第二項、第一〇九四条第二項規定を参照）ことから、憲法がいう子の人格権を保障する価値への実現との間にも矛盾がある。それゆえに、こうした範囲内には憲法が人格権及び訴訟権を保障する趣旨に合致していない。最高法院二十三

（1934）年上字第三四七三号判例：「妻の受胎が婚姻関係の存続中に係るものであるときは、民法一〇六三条第一項により、その生まれた子はこれを婚生の子と推定するが、こうした推定を受けた子に関しては、受胎期間内の妻と同居していない夫のみが、同条第二項の規定によりこれを訴訟で否認することができる。もしも夫が否認の訴えを提起していない、または提起したとしても勝訴の確定

判決を受けていないのであれば、法律上はその子を夫の婚生の子として認められなければならず、何者も反対の主張をしてはならない。」及び同院七十五（1986）年台上字第二〇七一号判例：「妻の受胎が婚姻関係の存続中に係るものであるときは、夫が受胎期間内にその妻と同居していないとも、その妻が生んだ子は民法一〇六三条第一項により、依然夫の婚生の子と推定する。夫婦の一方が同条第二項の規定により否認の訴えを提起し、勝訴の確定判決を得るまでに、何者も反対の主張をしてはならず、その妻を姦通した男子からの認知が許される余地はない。」、この趣旨に合致していない部分は、再度に引用されるべきではない。関係官庁は適時のうえで父性否認の訴えを提起することができる主体や起訴の除斥期間の長さ及びそれを算出する日さらには子が成年に達したか否か及び子が法律の推定を受けた実の父との間に血縁関係のない事実を知っているか否か等に関する規定への検討を適時におこない、そして子に一定の要件及び合理的期間内に

において父性否認の訴えを独自に提起させるべきである。

確定終局判決が適用した法令または判例に関しては、本院（司法院）が人民の解釈申立を経てそれが憲法の趣旨に合致していないと判断した場合には、その不利益な確定終局判決を受けた者は当該解釈を依拠に法的手続によって救済を求めることが出来ることは、既に本院釈字第一七七号、釈字第一八五号で解釈したところである。本件の申立人はもしも再審の訴えによる救済が不可能である場合には、本解釈の公布日から一年以内に、法律で推定された実の父を被告として父性否認の訴えを提起することを許可されるべきである。その訴訟の手続は、親子関係事件手続の中における子の否認の訴えの部分に関する民事訴訟法の規定、すなわち同法第五八九条、第五九四条、第五九五条、第五九六条第一項及び第二項などの関連規定を準用する。しかし、法定代理人が代わって起訴する場合には、子の利益のためにこれをおこなうべきであり、これによって民

法が親子間の法律関係を規律する場合に、つねに子の最高利益を追求・保護することを考量の内容とする趣旨に合致する。

実の父が他人婚生の子の推定を受けた子に否認の訴えを提起することを否定する現行法の立法目的は、訴訟によって他人の婚姻の安定を破壊し、訴訟によって他人の婚姻の安定を破壊し、家庭の平和及び子の養育を受ける権利に影響を与えることを避けるためである。また、もしもかのような訴訟の提起を許すならば、それは他人の婚姻関係におけるプライバシーを暴露しなければならないのみならず、自らが他人の婚姻に介入している不法行為を主張しなければならなくなり、社会における一般価値的通念に反することになる。よって、他人の権利への妨害を防止し、社会的秩序を維持するために、こうした訴訟権の行使に制限を設けるのは必要なことであり、これは憲法に抵触するものではない。ひいては、将来の立法者は社会観念の変遷を考量すべきか否か及び特定の条件下に、例えば夫婦

が既に同居して共同生活の事実がないことや、子と実の父は事実上既に同居扶養の関係が存在しているかなどといった、かような訴訟にかかる制限を緩和することを酌量すべきか否かに至っては、立法による政策形成の自由に属するものである。